

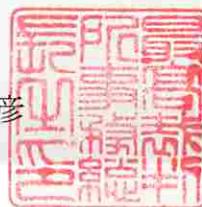
最高裁秘書第2477号

令和元年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2311号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和44年9月10日付け最高裁総三第48号総務局長通知「在監者に対する特別送達郵便物の取扱いについて」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

在監者に対する特別送達郵便物の取扱いについて

昭和44年9月10日総三第48号高等裁判所長  
官、地方、家庭裁判所長あて総務局長通知

標記について、法務省矯正局長から別紙一のとおり、郵政省郵務局長から別紙二のとおり、それぞれ通知がありましたので、参考までに送付します。

(別紙一)

法務省矯正甲第六三六号の三  
昭和四十四年七月十五日

法務省矯正局長 勝尾鎌三

最高裁判所事務総局総務局長殿

在監者に対する特別送達郵便物の取扱いについて

標記のことにつきましては、別紙のとおり、通達いたしましたので、参考までに送付いたします。

法務省矯正甲第六三六号  
昭和四十四年七月十五日

法務省矯正局長 勝尾鎌三

矯正管区長

拘置所長

刑務所長

少年刑務所長

御中

特別送達郵便物の取扱いについて

標記の件については、今後別紙甲号福岡矯正管区長照会に対する別紙乙号の回答のように取扱われたい。

福岡矯正管区長照会

昭和四十四年二月十九日

福岡矯正管区長 高橋良雄

法務省矯正局長 勝尾鎌三 殿

特別送達の訴訟書類の取扱いについて(質疑)

客年十月管区第二部長協議会における保安課長連絡事項八「訴訟書類の取扱いについて」特別送達書類の受理は、十分注意して処理するようご指示がありましたが、その後福岡、熊本、大分の各施設長の報告によると、在監者(本来の書類受取人)が在所していないという理由で、受取を拒絶しても、配達人が送達書類の持帰りを肯じないので、熊本郵政局に照会したところ、名宛人が所長であるから持帰れない旨の回答であります。

本件については、左記三説あり、甲説が妥当と思料しますが、現実に配達人が持帰らないので、当該送達書類を受領する外なく、また受領後の処理を誤ると重大な結果をまねくこととなりますので、至急何分のご教示を願います。

記

甲説

郵便法第六六条によれば、特別送達の取扱いについては、民訴第一六九・一七一・一七七条により取扱うべき旨を明示している。同法第一六八条にいう監獄の長とは、当該在監者(本来の送達書類の受取)の在所する施設の長を指すものであるから、移送ないし釈放の際は、該書類は在監者にあてたものとはみられないで、受取りを拒絶できる。

乙説

監獄の長に宛てた送達書類であつても、本来の受取人である収容者が在所していない場合は、同法第一七一条二項の「正当な理由」に該当し受取りを拒絶できる。

丙説

在監者あての特別送達書類は裁判所が受取人として指定した監獄の長であるから、本来の送達書類の受領者が在監すると否とにかかわらず受領しなければならない。

別紙乙号

法務省矯正丙第三二六号  
昭和四十四年七月十五日

法務省矯正局長 勝尾鎌三

福岡矯正管区長殿

## 特別送達郵便物の取扱いについて

本年二月十九日福岡矯管発第七四号をもつて照会のあつた標記のことについては、郵政省郵務局長と協議の結果、今後は左記取扱いによることとしたので、了知されたい。

なお、郵政省郵務局長から本件に関する関係機関への通達を参考までに、添付する。

### 記

一 民事訴訟法第百六十八条の規定（他の法令により準用される場合を含む）により在監者に対する特別送達が監獄の長（分監の長を含む。）あてなされた場合、当該郵便物の受領前に、郵便送達報告書の書類の名称欄に記載されている真の受取人の在監の有無を「在監人名簿（収容者人名簿）」により調査すること。

二 真の受取人が在監していない場合、別紙様式一による返送請求書を郵便配達員に交付するとともに、別紙様式二による付せんを封皮表面に貼付して、当該郵便物の返送を請求すること。

三 一の調査は、すみやかに行ない、郵便配達業務に支障をきたさないよう留意すること。

参考添付の写しは、別紙二と同内容につき省略

### （別紙二）

昭四四年六月二五日郵郵業第二六六号郵政省郵務局長あて最高裁判所務総局総務局長通達

監獄の長にあてられた特別送達郵便物の取り扱いについて

標記については、今後別紙写のとおり取り扱うよう郵便局を指導しましたので、関係裁判所に対するご指導をお取り計らい願います。

なお、勝手ながら措置模様をおしらせいただければ幸甚に存じます。

### 別紙

昭四四年六月二五日郵郵業第二六六号郵務局長あて郵政局長通達

監獄の長にあてられた特別送達郵便物の取り扱いについて

特別送達郵便物の送達を受けるべき者が在監者である場合に、民事訴訟法第百六十八条の規定により当該監獄の長あてにすることとされているのは、郵便物を直接在監者に交付することが現実として不可能なためであり、この場合の監獄の長は在監の法定代理人として送達を受けるものである。

したがつて、送達を受けるべき者が在監していない場合には、監獄の長は法定代理人の資格を失っているから郵便物を受け取る義務がなく、郵便物の受取拒絶をすることは、民事訴訟法第百七十二条第二項の正当な事由に該当すると解される。

よつて、今後監獄の長あての特別送達郵便物で送達を受けるべき本人が在監していないものについては、監獄の長は、下記による処理をしたうえ、当該郵便物の返送方申し出をすることとなつたので、返送を請求された特別送達郵便物は受取拒絶の例により差出人に還付の処理をし、返送請求書は当該書留郵便物配達証原符にはりつけて保存することとしたから、了知のうえ指導方よろしく取り扱い計らわれたい。

なお、この取り扱いについては、法務省および最高裁判所の関係部局とも協議のうえ取り決めたものである。

### 記

一 民事訴訟法第百六十八条の規定（他の法令により準用される場合を含む。）により監獄の長あての在監者に対する特別送達郵便物で、当該郵便物に添付された郵便送達報告書の書類の名称欄に記載された在中書類の受取人が在監していない場合は、監獄の長はその郵便物の返送を請求する。

二 返送を請求するにあたつて監獄の長は、返送請求書（別紙様式一）を郵便配達員に交付するとともに、当該郵便物の表面には理由を示した付せん（別紙様式二）をはりつける。

別紙  
様式一

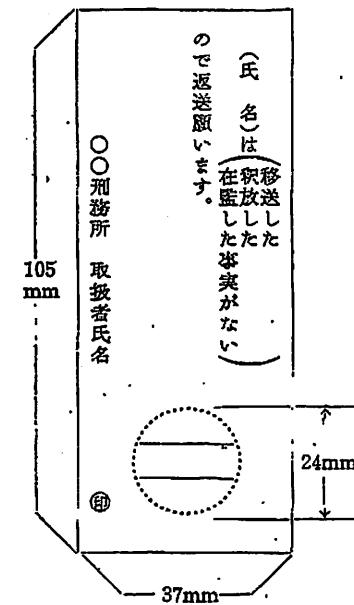
返送請求書 年 月 日  
氏名 ( )  
返送願います。右の理由により当所に在監していないので

理由 年 月 日  
一、在監した事実がない。  
二、在監した事実が確認できない。  
(不要の文字は  
抹消のこと。)

○○郵便局長 署

○○刑務所長 署

様式二



別紙  
様式一

返送請求書  
氏名 年月日生  
右の者は左の理由により当所に在監していないので  
返送願います。

理由  
年月日  
在監した事実がない。  
(不要の文字は  
抹消のこと)

〇〇郵便局長 殿

〇〇刑務所長 団

様式一

様式一

(氏名)は移送した  
で  
(在監した事実がない)  
返送願います。

〇〇刑務所 取扱者氏名



105  
mm

37 mm

105  
mm

74 mm